

厚木市小中学校通学区域再編成委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市小中学校通学区域再編成委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、適正な通学区域の再編成に関する事項を審議する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 青少年育成団体の代表
- (5) 市内小中学校PTAの代表
- (6) 市内小中学校長の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、通学区域主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月8日から施行する。